

寿地区住民生活環境調査事業業務委託
業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 寿地区住民生活環境調査事業業務委託
- 2 履行期限 平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3 履行場所 横浜市中区寿町 1～4 丁目等

4 事業目的

高齢者等の要援護者が多く暮らす、寿地区の簡易宿泊所（以下、「簡易宿泊所」という。）の設備や、簡易宿泊所の居住者（以下、「居住者」という。）の暮らしぶり等、居住環境や生活実態等を把握するための調査を行い、今後の地区住民生活の向上に向けての検討材料とする基礎データを収集することを目的とする。

5 調査内容

調査の目的や趣旨を踏まえ、簡易宿泊所や居住者の現在の実態等がわかるよう、以下の調査項目を参考に本調査を実施する。

(1) 簡易宿泊所の設備・運営について

ア 設備面

共用設備（エレベーターの有無、トイレや流し場等）、専用設備、居室、防災設備、居住者の安全の確保に資する設備、介護対応設備等

イ 運営面

居住者に対する福祉・医療・介護に係る支援・サービス、緊急時の対応、従業員への研修等

(2) 居住者の生活について

ア 食生活や健康面、日中の生活状況等、居住者の暮らしぶりの実態

イ 簡易宿泊所での生活の満足度、要望や将来の展望等

6 業務内容

業務は以下のとおり。また、調査の実施にあたっては、横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当、横浜市健康福祉局生活支援課寿地区対策担当、横浜市各区福祉保健センター等と協議・連携して実施するものとする。

(1) 実地調査

ア 調査対象

(ア) 簡易宿泊所

原則として、横浜市健康福祉局生活福祉生活支援課寿地区対策が公表している「寿福祉プラザ相談室 一業務概要一」において、調査対象となっている簡易宿泊所（平成27年11月現在：124施設）を対象とする。

(イ) 居住者

統計上有意となるよう母集団から一定数無作為抽出した居住者を対象とする。（サンプルリング調査）

イ 調査方法

受託者は、簡易宿泊所や居住者からの聞き取り、調査票の配付・回収等により実施する。簡易宿泊所の設備等を目視や立入等により確認する場合には、必ず同意を得た上で実施し、居住者等のプライバシーに配慮すること。

また、居住者の調査については、生活保護を受給している者が多く見込まれるため、必要に応じて、別途、協議の上、区福祉保健センターのケースワーカー等と連携して実施するものとする。

ウ 横浜市等が実施する寿地区に係る調査内容等との調整

横浜市健康福祉局生活支援課寿地区対策担当や横浜市中福祉保健センター、公益財団法人寿町勤労者福祉協会等の寿地区に係る関係機関が、別途、調査を実施している場合には、当該実施機関と調整しつつ、調査内容や調査時期等が重複し、お互いの調査に支障をきたさないよう本調査を実施するものとする。

エ 関係機関との連携及び協力

本調査を充実した調査として、円滑に実施するため、横浜市健康福祉局生活支援課寿地区対策担当や横浜市中福祉保健センター、公益財団法人寿町勤労者福祉協会等の寿地区に係る関係機関と連携及び協力して実施するものとする。

(2) 調査票の作成

本調査の目的や趣旨、調査内容を踏まえた調査項目を具備した調査票を作成する。

(3) 調査内容の分析

(4) 調査結果の報告